

国立大学法改悪と大学の自治破壊

今年で名古屋市立大学を定年退職して 10 年になる。6 年ほど前に大阪市に転居し、コロナ禍もあり、大学とも疎遠になってしまったが、たまに現役時代のことを思い出す。講義や実習、ゼミだけでなく、大学の「しごと」についても記憶がよみがえる。

退職する 10 年前は、人文社会学部長と大学院人間文化研究科長を 2 年間つとめた。時は国立大学法人化の嵐が吹き荒れていた頃で、公立大学もその煽りを受けて、浮き足立っていた。当時の名古屋市立大は歴史が古い医学部や薬学部などの力が強く、誕生して間もない人文社会学部に対する風当たりは強かった。医学部出身の学長から、いつも厳しい指摘を受けていた。それで学部生き残りをかけて「法人化準備」に全力を注いだ。教授会の前に会議を重ね、「改革案」なるものを準備した。教員免許申請などでは、文科省にも出向いた。学部長・研究科長として辛いことも多かったが、同僚や事務の人たちに助けられて「大役」を終えることができた。2005 年愛知万博開催で、愛知・名古屋が騒がしかった頃である。

その後、大学は大きく変わったと言われている。大学の自治は形骸化し、効率と競争が優先されるようになったようだ。国の大学に対する締め付けも、いちだんと厳しさを増している。

昨年末には、大学人が猛反発する中で、国立大学法人法が改正された。とくに規模の大きな国立大学（当面は東京大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大と岐阜大を運営する東海国立大学機構）を対象に、強力な権限をもつ合議体「運営方針会議」設置を義務づけるものだ。学長や役員会が担ってきた大学の中期計画や予算などの権限を会議が担うことになる。

学長の選考や解任に意見することもできるという。教授会の権限を学長などに集中する「改革」が進められてきたが、今度は学長らの権限を奪うものと言える。「運営方針会議」は学長と 3 人以上の委員でつくとし、委員には産業界など学外者の参加が想定される。委員の任命には文科相の承認が必要である。日本学術会議のように、大学の人事に時の政府が直接介入できることになる。

昨年 12 月 21 日、内閣府の「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が、日本学術会議を国とは別の法人格を有する組織にすることが望ましいとする中間報告をまとめた。内閣府はこれを受けて学術会議の法人化に向けた方針を決定した。

年末にレポートしたように、朝日新聞社説は「学術会議の独立や自律性を確保できるだろうか」と、政府の方針に疑問を投げかける。一方、読売社説は学術会議が「これ以上、議論の先延ばしを図ろうとするなら、国のリーダーシップで改革穂実行すべきだ」とまで、強圧的に主張する。大学の自治と学問の自由をめぐる動きを注視したい。

(2024 年 1 月 20 日)